

箕面市DV被害者生活支援給付金

「ささゆり応援手当」について

平成21年(2009年) 4月24日

箕面市では、定額給付金や子育て応援特別手当の支給対象者でありながら、ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害から逃れるために、住民基本台帳に居住地を登録することができず、定額給付金及び子育て応援特別手当を受け取ることができない方に、独自に定額給付金及び子育て応援特別手当相当分として、箕面市DV被害者生活支援給付金「ささゆり応援手当」を支給します。

箕面市では、DVの被害により、定額給付金及び子育て応援特別手当を受け取ることができない方に、独自に定額給付金及び子育て応援特別手当相当額を支給します。

定額給付金事業は、平成21年2月1日を基準として住民基本台帳に登録のある世帯主を申請・受給者としているため、DVの被害から逃れるために世帯主と別居し、住民登録の変更を行うことができなかったDV被害者は、実質的に定額給付金を受け取れないのが実情です。

箕面市では、このような被害者に対して、箕面市DV被害者生活支援給付金「ささゆり応援手当」を支給するための議案を6月議会に提出します。

給付対象者

平成21年2月1日(基準日)にDV被害のため、住民登録を異動できないまま箕面市内に居住しており、定額給付金及び子育て特別応援手当を受け取ることができない方及び同居の子等

給付額

定額給付金及び子育て応援特別手当の相当額

給付申請に必要なもの

- ・本人を確認できる書類
運転免許証、健康保険証の写し等
- ・箕面市内に居住していることを証する書類
住居の賃貸契約書の写し、その他確認できる書類
- ・DV被害者であることを確認できる書類
公的機関の証明(裁判所の保護命令決定書の写し、配偶者暴力相談支援センターの相談等の証明等)

申請受付開始日

平成21年7月1日

具体的な申請方法等は、市議会での審議や予算案が可決された後に決定します。

問い合わせ

人権文化部 男女協働参画課
TEL 072-724-6943(直通)